

山鹿市・和水町定住自立圏広域公共交通マップ作成支援業務

公募型プロポーザル実施要領

令和6年10月23日

山鹿市市民部地域生活課

山鹿市・和水町定住自立圏広域公共交通マップ作成支援業務 プロポーザル実施要領

1 業務概要

- (1) 業務名 山鹿市・和水町定住自立圏広域公共交通マップ作成支援業務
- (2) 目的 山鹿市及び和水町で形成する定住自立圏構想の実現と利用者が分かりやすい公共交通情報を提供するため、圏域内の公共交通網を集約した公共交通マップを作成し、利便性の向上と利用促進を図ることを目的とする。
- (3) 業務内容 別添仕様書のとおり
- (4) 業務期間 契約日から令和7年3月31日

2 業務に要する費用（見積限度額）

総額 4,494,000円（税込み）

なお、参考見積書の金額が、業務に要する費用（見積限度額）を超過した場合は失格とする。

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、業務の実施に必要な能力を有する者で、次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 山鹿市物品購入契約等の入札等の参加資格者名簿に登録されており、受注候補者特定の日までに山鹿市契約に係る指名停止等の措置要綱（平成17年告示第122号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定にいずれも該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申し立てをしている者でないこと。
- (4) 業として本件プロポーザルに付する契約に係る業務を営んでおり、過去5年以内に、国や地方公共団体又はその他の公共団体で類似業務の実績があること。

4 質問の受付及び回答

- (1) 提出方法
 - ①別添の質問書（様式1）により、必ず電子メールで提出すること。
 - ②表題を「プロポーザル質問書（事業者名）」とし、必ず電話で着信を確認すること。
- (2) 提出期限：令和6年10月28日（月）午後5時（必着）
- (3) 提出先：メールアドレス chiiki@city.yamaga.kumamoto.jp
- (4) 回答日：令和6年10月31日（木）
- (5) 回答方法：市公式ホームページに掲載する。

5 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類・必要部数

- ① 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届（様式2） 原本1部
- ② 実施体制各種調書及び企画提案書等 各原本1部 副本5部
 - ア 会社概要（様式3）
 - イ 業務実績調書（様式4）※受託した公共交通マップを添付すること。（5種類以内）
 - ウ 企画提案書（任意様式：実施体制図を含む。下記「(2) 作成要領」参照）
 - エ 業務工程表（任意様式）
 - オ 見積書及び見積内訳書（任意様式）

(2) 作成要領

上記「5 (1) ②」については、「ア～オ」の順番に提案を行い、A4版で作成すること。やむを得ずA3判を使用する場合は、横折込みとすること。

(3) 提出期限等

- ① 提出期限：令和6年11月12日（火）午後5時まで（必着）
- ② 提出場所：山鹿市役所市民部地域生活課
- ③ 提出方法：郵送または持参

なお、郵送提出の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

6 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとする。

(1) 1次審査（書類審査）

提案者が3者を超える場合のみ1次審査（書類審査）を行い、2次審査に進む3者を決定し、結果を通知します。3者以下であった場合は1次審査を省略し、2次審査において提出書類及びプレゼンテーションによる審査を実施できるものとする。

(2) 2次審査（プレゼンテーションによる最終審査）

山鹿市・和水町定住自立圏広域公共交通マップ作成支援業務業者選定委員会が行うこととし、次頁「7 (2)」の審査項目により提出書類及びプレゼンテーション、質疑応答の内容を総合的に評価し、最も優れた事業者を委託先として選定する。

但し、1者のみの場合は、採点が6割を達成していれば選定するものとする。

ア プレゼンテーション実施概要

- (ア) 日時 令和6年11月21日（木）※予定
- (イ) 場所 山鹿市役所
- (ウ) 人数 3人以内
- (エ) 時間 30分以内
(提案者からの説明 20分以内 山鹿市からの質問 10分以内)
- (オ) 説明 提出した企画提案書に基づき説明する。
- (カ) 機器 プロジェクター及びスクリーンが必要な場合は、山鹿市で準備を行う。
その他、必要な機器は、提案者で準備すること。

(3) 審査結果の通知

審査結果はプロポーザル参加事業者に通知する。

7 審査基準及び配点

(1) 1次審査（3者を超える場合のみ）

次の事項について書類審査を行い、上位3者を選定する。

評価項目		評価基準	配点
①業務遂行能力	組織体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の実施体制、技術者の配置計画が適正で業務を円滑に実施できるか。 ・作業スケジュールは具体的であり、実現可能なものとなっているか。 	10
	事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者として同種及び類似業務の実績があるか。 	10
	専門技術力	<ul style="list-style-type: none"> ・利用促進につながる提案、仕様となっているか。 	10
②企画提案能力	業務内容の理解度	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通マップ作成の目的を理解し、仕様書の内容、要件を理解した提案となっているか。 	20
	本市の地域性・現状等の理解度	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の状況を理解し、本市が持つ特性を生かした提案となっているか。 	20
	独自性・的確性・分析力・実現性等	<p>【添付された公共交通マップを参照】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独自のノウハウやアイデアが見られるか。 ・分かりやすく、見やすいデザイン、レイアウトとなっているか。 	20
③見積金額	業務コストの妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容に対する積算額は妥当か。 	10
合 計			100

(2) 2次審査（3者を超えない場合は1次審査となる）

なお、1次審査の得点は、2次審査には反映しない。

評価項目		評価基準	配点
①業務遂行能力	組織体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の実施体制、技術者の配置計画が適正で業務を円滑に実施できるか。 ・作業スケジュールは具体的であり、実現可能なものとなっているか。 	10

	事業実績	・事業者として同種及び類似業務の実績があるか。	10
	専門技術力	・利用促進につながる提案、仕様となっているか。	10
②企画提案能力	業務内容の理解度	・公共交通マップ作成の目的を理解し、仕様書の内容、要件を理解した提案となっているか。	15
	本市の地域性・現状等の理解度	・本市の状況を理解し、本市が持つ特性を生かした提案となっているか。	15
	独自性・的確性・分析力・実現性等	【添付された公共交通マップを参照】 ・独自のノウハウやアイデアが見られるか。 ・分かりやすく、見やすいデザイン、レイアウトとなっているか。	15
	説明力	・プレゼンテーションにおいて、簡潔で分かりやすい説明であり、情報を的確に伝えられているか。	15
③見積金額	業務コストの妥当性	・提案内容に対する積算額は妥当か。	10
合 計			100

8 日程（仮）

- | | |
|----------------------|-------------------------|
| (1) 質問提出期限 | 令和6年10月28日（月）午後5時まで（必着） |
| (2) 質問回答 | 令和6年10月31日（木） |
| (3) 企画提案書等提出期限 | 令和6年11月12日（火）午後5時まで（必着） |
| (4) 第1次審査 | 令和6年11月15日（金）（予定） |
| (5) 第2次審査（プレゼンテーション） | 令和6年11月21日（木）（予定） |
| (6) 結果通知 | 令和6年11月下旬（予定） |
| (7) 契約締結 | 令和6年12月上旬（予定） |
| (8) 業務開始 | 令和6年12月上旬（予定） |

9 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの。
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの。

- (4) 2次審査に出席しなかったもの。
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの。
- (6) 参考見積書の金額が、「2. 業務に要する費用（見積限度額）」を超過したもの。

10 契約

委託業者選定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行う。

なお、その際には、特定された者はあらためて見積書を提出するものとする。

契約については、契約保証金は免除とする。

11 その他の留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出はできない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しないととも、提出者の特定以外には無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 審査結果に対する異議申し立てはできない。
- (6) 山鹿市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象文書となる。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があるので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書による申し出が必要となる。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、特定に影響が出るおそれがある情報については特定後の開示とする。

12 担当部署（提出・問合せ先）

〒861-0592

山鹿市山鹿987番地3

山鹿市市民部地域生活課 活動支援係

TEL：0968-43-1114

FAX：0968-44-0373

電子メール：chiiki@city.yamaga.kumamoto.jp